

文化センター備品使用料明細書

備品使用料・楽屋使用料には、
割増料が発生する場合があります。
事前にご確認下さい。

■ 照明 附属 設備 ■

品名	単位	基本使用料	数量	日数	利用料
A セット	一式	12,870			
B セット	一式	20,760			
C セット	一式	6,430			
調光装置	一式	3,210			
ポーターライト	一列	2,070			
アッパー水平	一列	3,850			
ロー水平	一列	3,850			
ストリップライト	1台	620			
クセノンピンスポット	1台	820			
フットライト	一式	820			
スポットライト	凸レンズ 1KW	1台	520		
	フレネル	1KW	1台	520	
		0.5KW	1台	310	
	パーライト	1KW	1台	520	
		0.5KW	1台	310	
	フットスポット	1台	310		
	ミニブルート	1台	310		
	ピンスポット 0.65 KW	1台	310		
	ITOライト	1台	310		
	ACライト	1組	520		
ベリーナロースピナー	1台	310			
効果器	フォグスモークマシン	1台	7,270		
	プロジェクタースポット	1KW	1台	1,030	
		0.5KW	1台	720	
	エフェクトマシン	1台	720		
	ダブルマシン	1台	720		
	リップルマシン	1台	720		
	マスキングキャリア	1台	720		
	先玉	1台	210		
	ドラムマシン	1台	720		
	ストロボマシン	1台	720		
	星球	一式	720		
	ミラーボール	1台	720		
スタンド	1本	150			
小計					

■ 舞台 附属 設備 ■

品名	単位	基本使用料	数量	日数	利用料
反射板	一式	3,210			
所作台	1台	100			
平台	1台	100			
化粧框	一式	100			
開丁場	1台	210			
箱足	1個	50			
開き足	1台	50			
木支木・金支木	1本	50			
ヒナ段用ヶ込み	一式	100			
松羽目・竹羽目	一式	1,550			
金屏風	1双	720			
緋毛せん(小)	1枚	210			
緋毛せん(大)	1枚	400			
ジョーゼット・定式幕・洗費幕・紅白幕	1張	520			
上敷ござ	1枚	210			
大太鼓	1基	620			
指揮台・指揮用譜面台	一式	210			
楽団用譜面台	1台	100			
講演台	一式	620			
受付用テーブル	1脚	100			
椅子	1脚	50			
コントラバス用椅子	1脚	210			
地がすり	1枚	720			
花道鳥屋団	一式	1,550			
雪かご	1個	210			
座布団	1枚	50			
吊り看板	1枚	310			
めくり台	1台	210			
振り落とし棒	1本	720			
人形立	1本	50			
パレエシート	1枚	520			
スクリーン	一式	3,210			
映写機	一式	5,390			
小計					

■ 楽屋 等 設備 ■

室名	使用数	基本使用料	日数	利用料
楽屋 1. 2. 3				
楽屋4				
練習室1				
練習室2				
練習室3				
リハーサル室				
小計				

■ 音響 附属 設備 ■

品名	単位	基本使用料	数量	日数	利用料
拡声装置	一式	4,990			
音響調整卓24ch	1台	2,490			
サブミキサー8ch	1台	1,030			
サイドフィルスピーカー	1対	1,350			
モニタースピーカー	1台	520			
映画用スピーカー	1対	1,350			
レコードプレイヤー	1台	820			
テープレコーダー	1台	820			
エレベーターマイク装置	1台	820			
3点吊りマイク装置	1台	820			
マイクスタンド	1本	150			
コンデンサーマイク	1本	820			
ダイナミックマイク	1本	300			
ワイヤレスマイク	1本	820			
アンプ	1台	1,030			
リバーブ	1台	820			
デジタルディレイ	1台	820			
コンプレッサー/リミッター	1台	820			
その他	ピアノ	1台	5,190		
	パネル	1枚	150		
	ビデオデッキ	1台	820		
	持ち込み器具	1KWにつき	150		
小計					

区分	基本利用料	割増料		合計
		営利	入場料	
附属設備利用料				
楽屋等利用料				
利用料合計額				

請求額

金額 _____ 円

領収証書源符NO. _____ にて領収済み。

※領収印は領収証書源符に押印

割増料について

次の次号に掲げるものに該当する場合は、基本利用料のほか、当該各号に定める割合を基本利用料に乗じて得た額を割増料として徴収します。

入場料等割増

使用者が入場料及びこれに類する料金（以下「入場料等」という）を徴収する場合。ただし、座席等により異なる入場料等を徴収する場合は、最高額の入場料等を基本に算出するものとします。

- 入場料等が500円未満100分の50
- 入場料等が500円以上1,000円未満100分の70
- 入場料等が1,000円以上3,000円未満100分の100
- 入場料等が3,000円以上100分の150

営利割増

営利事業を営む者又は営利団体が入場料等を徴収しないで使用する時、100分の50

超過利用料割増

使用時間を超過して楽屋等設備を使用する場合、超過時間1時間（1時間未満の端数を生じた場合においてはその端数が15分以上の時は一時間とし、15分未満の時は切り捨てる）

重要 ※入場料割増時の技術サポートに関して

入場料を徴収する催事には文化センター技術員による技術サポートはありません。お客様のご手配にて技術スタッフを確保願います。

この場合の経費はすべてお客様のご負担になります。

また、公演当日に文化センター備品を使用した場合、備品使用料が発生いたしますのでご了承ください。

※入場無料の催事の場合でも、特殊な機材の使用及び、舞台スタッフの判断により追加の技術スタッフが必要な場合、別途人件費が発生致します。

例示

主催者がA社に音響技術を依頼

→A社に委託費をお支払い

A社が文化センター備品を使用

→主催者は文化センターに備品使用料をお支払い